

11月2日(月)から大中地区の住居表示を実施します

▶問い合わせ 住民グループ ☎079(435)2364

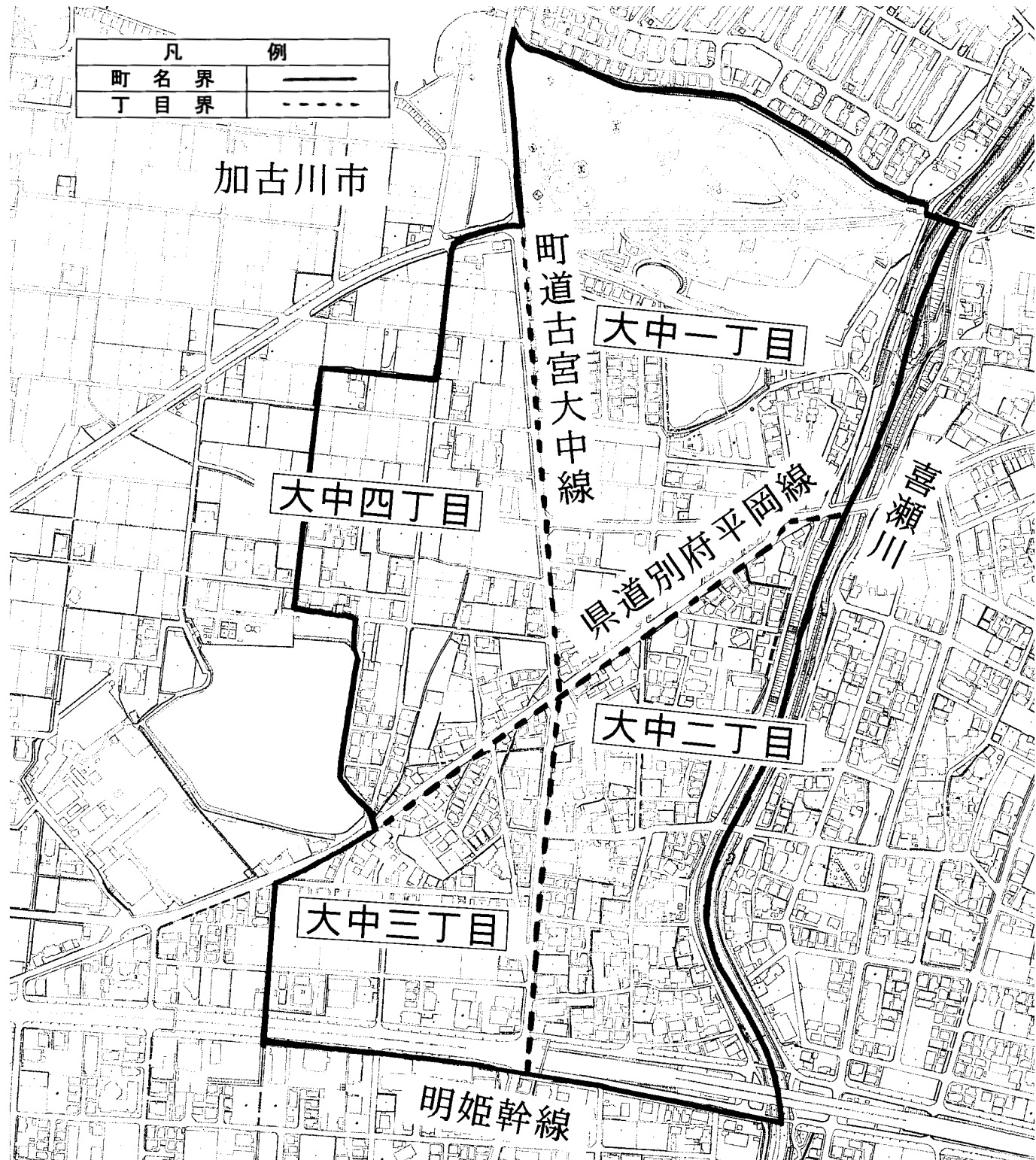
播磨町では、住みよい町づくりの一環として、町内の市街地全域を対象に順次「住居表示」を実施しています。このたび、11月2日(月)より大中地区で住居表示を実施し、この地区では住所の表わし方が新しくなります。

従来の住所：播磨町大中(古田)〇〇番地の〇



新しい住所：播磨町大中〇丁目〇番〇号

大中地区の実施により、町内の住居表示実施率は、面積で74%、世帯数で86%になります。引き続き、住居表示制度への皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



子どもへの虐待をなくそう！ 「守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ」 ～11月は児童虐待防止推進月間～

連絡や相談はこちらまで ○福祉グループ ☎079(435)2362
○兵庫県中央子ども家庭センター ☎078(923)9966
《夜間や休日や緊急の場合》○児童虐待24時間ホットライン ☎078(921)9119

オレンジリボンを
あなたの胸に



子どもを虐待から守るオレンジリボン運動

こどもを 虐待から守るための 5カ条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
2. 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
3. ひとりで抱え込まない(あなたにできることから実行しましょう)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
5. 虐待はあなたのまわりにも起こりうる(特別なことではありません)

児童虐待は、保護者や養育者が子どもに対して行う行為で、4つに分類されています。

- ・身体的虐待
なぐる、ける、やけどを負わせる など
- ・性的虐待
性的行為を強いる、性器を見せる など
- ・ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など
- ・心理的虐待
言葉によるおどし、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間の差別、子どもが同居する家庭におけるDV など



「児童虐待」かなと思ったとき、あなたにできること「虐待といきれない」と迷ったら、相談してください。あなたからの相談が、苦しい思いをしている親子がよき援助者と出会えるきっかけになるはずです。事実を目で確認しなくても、匿名で通告することが出来ます。相談した人が誰かを特定するような情報は、守られませんが、結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。



例えば「楽」という字。理由は、「子どもといっしょにたくさん楽しんだ!」という感じていいんだね

どなたでも応募できます。お待ちしております

大募集 あなたのイメージする「子育て」を 漢字1文字に表すとしたら…

漢字はたった1文字でも、豊かに表現できます。そんな漢字で、あなたが、今、イメージする「子育て」を表現してください。子育てで真っ只中、子育てを終えて思うことなど、左記要領で応募ください。

「ご応募いただいた内容について、広報に掲載させていただく予定です。また、「ご応募の中から抽選で20人の方に、播磨町マスコットキャラクター「いせきくん、やよいちゃん」のボールペンをお送りします。たくさんのご応募お待ちしております。

▼応募方法 ハガキかファックスに、①氏名 ②住所 ③連絡先(電話番号) ④子どもの年齢 ⑤漢字1文字 ⑥その理由 ⑦広報掲載の際匿名希望の場合は、その旨を記入のうえ福祉グループまでお送りください。※様式は特にありません。

▼応募期限 11月30日(月)

▼問い合わせ・応募先 播磨町役場福祉グループ
〒675-0182
播磨町東本荘1丁目5-30
☎079(435)2362
FAX 079(435)0831



守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待防止推進月間ポスター
児童虐待防止推進月間ポスター
0570-064-000